

住民税非課税世帯に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

令和5年度の住民税均等割非課税世帯を支援するため、給付金を支給します。

支給額

1世帯あたり **3万円** ※1世帯1回限り

支給方法

原則、世帯主名義で登録されている預貯金口座に振り込みます。

※確認書（または申請書）の必要書類に不備がある場合は、給付が遅れることがあります。

※支給後に支給対象外となったことが判明した場合、給付金を返還していただきます。

受給権者

支給対象となる世帯の世帯主

支給対象・手続き

支給対象は、下記の①・②に該当する世帯です。

対象となる可能性がある世帯には、6月下旬頃に通知を郵送します。

※令和5年度の住民税が課税されている人の扶養親族などのみの世帯は除く

- 対象** ①令和5年6月1日時点で桐生市の住民基本台帳に記載がある
②世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である

給付決定通知書（はがき）が届いた場合※申請は不要です

対象世帯には、市から給付内容を書いた、はがきを郵送します。

支給時期＝給付決定通知書の郵送後、おおむね3週間後を目安に支給します。

確認書（または申請書）が届いた場合※申請が必要です

令和5年1月2日以降に転入や未申告の人がいる世帯の場合は、申請書を郵送します。

- 【確認事項】・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けていないか
・世帯のなかに、令和5年度分の住民税課税となる所得があるのに未申告の人がいないか

申請期間＝7月3日（月）～8月18日（金）必着

申請方法＝申請書に必要書類を添えて、郵送（返送が必要）で福祉課給付金担当（市役所2階、〒376-8501桐生市役所）へ。

支給時期＝確認書（または申請書）を受理した日から3週間後を目安に支給します。振り込み手続き完了後、支給決定のお知らせを順次郵送します。

振り込み詐欺にご注意ください

- 自宅や職場などに桐生市や官公庁の職員などをかたる不審な電話がかかってきたり、訪問、郵便、メールが届いた場合は、一人で考えず、家族、最寄りの警察署、市役所にご連絡ください。



問い合わせ

申請・振り込みに関すること

給付金コールセンター（6月19日（月）から）

☎0277 - 43 - 2305

時間＝午前9時～午後5時（土、日、祝日を除く）